

トピックス

植物防疫全国協議会 50 周年と今後の展望

植物防疫全国協議会会长 中村こうじ

はじめに

植物防疫全国協議会が発足したのは 1958 年（昭和 33 年）4 月 26 日であり、本年で発足 50 年を迎えた。これを機に 2008 年 6 月 5 日に 120 名以上の会員、賛助会員並びに関係者の参集を得て、有楽町の糖業会館において 50 周年記念式典を挙行した（図-1）。当協議会は、都道府県の植物防疫に携わる職員をもって設立され、農業生産を支える植物防疫事業の発展を図るべく活動を続けており、各都道府県の正会員数は 880 名となっている。

当協議会の目的は会則に「植物防疫事業の進歩発展を図りわが国の農業生産の強固たる基盤たらしめることを目的とする」とあるとおり、植物防疫事業の大きな牽引車である都道府県の植物防疫担当者の活動を支援し、植物防疫事業の円滑な推進を図ることが重要な使命となっている。

当協議会は長い歴史の中でその時々の情勢に対応しつつ、会員と共に活発な活動を続けてきた。そこで、特に最近の活動状況を中心に述べ、今後を展望してみたい。

I 病害虫防除をめぐる活動

植物防疫をめぐる状況は、当協議会発足当初と近年では大きく変化している。特に、1999 年 7 月の食料・農業・農村基本法施行と、引き続く 2000 年 3 月の食料・農業・農村基本計画の制定以降、消費者重視の視点と環境保全を重視した農業生産が求められるようになった。一方、わが国の農業生産において、必要な収量や品質を維持し、食糧を安定生産するためには多種多様な病害虫から農作物を守るために、病害虫防除が必要不可欠である。そこで環境保全や安全安心に配慮し、確実な病害虫防除効果を上げるために、生物、物理的防除を含む多様な防除技術を駆使した、総合的病害虫・雑草管理（IPM）への取り組みが動き出し、その技術開発と普及推進が進むこととなった。

農林水産省では 2004 年 11 月に IPM 検討会を立ち上げ、05 年 9 月に IPM 実践指針を取りまとめた。その中で、抵抗性品種や輪作体系の導入、生態系が有する機能

Five Decades History and Outlook of the National Plant Protection Conference. By Kouji NAKAMURA

（キーワード：植物防疫全国協議会、植物防疫事業、IPM、ポジティブリスト）

の積極的な活用により、病害虫や雑草が発生しにくい環境を整え、病害虫や雑草の発生状況を把握して、防除要否と防除時期を判断し、防除水準以下のレベルに抑えることが可能な多様な防除手段から、適切な手段を選択することが示されている。

各都道府県においては、この実践指針に基づき、各地区における実践指標やモデル、実践技術の確立などに取り組み、作物種、栽培形態の違いなどによって、防除手段や資材などの選択など多くの困難を克服しつつ、事例集積や防除技術など多くの実績を上げた。当協議会では、IPM 技術の普及、共有などを図るため、農林水産省や関係団体と協力しつつ、病害虫防除フォーラム、ブロック研修会などで積極的に取り上げ、特に、農業者と直接的に関わりを持つ、各都道府県の植物防疫担当者の技術力の向上を図るために、技術研修や情報交換を行った。

IPM 推進のための重要な技術に発生予察がある。発生予察は 1940 年のいもち病やウンカの大発生を契機として導入が検討され、41 年から稻や麦の病害虫を対象として始められたものである。発生予察は病害虫の発生状況や作物の生育状況、気象などから病害虫の発生動向を予測して、その防除に資するものである。特に、IPM では要防除水準から防除要否を判断するため、発生予察は欠くことのできない技術である。加えて、最近、施設栽培などの栽培形態の変化やいわゆる地球温暖化によって、以前では西南暖地でのみ発生が確認されていた病害虫の北進や新規病害虫の発生が認められている。これら病害虫に対しては、発生生態の解明、防除方法の開発とともに発生予察技術の開発が望まれている。

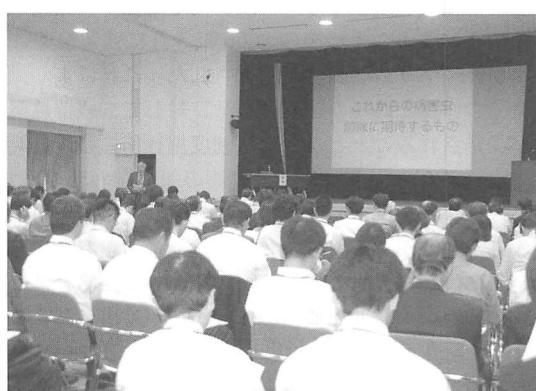


図-1 植物防疫全国協議会 50 周年式典

発生予察も近年は、多くの調査データを積み重ねて解析予測する手法から省力的、効率的で高精度な手法が求められるようになり、例えば、いもち病の発生予察シミュレーションプログラムの BLASTAM や BLASTL などのいわゆるコンピュータシミュレーションモデルを導入した発生予察が各都道府県で行われるようになった。さらに、各都道府県では、有効積算温度法などを用いた病害虫のモデル開発などが盛んに行われた。

発生予察は精度の向上が絶対必要条件である。このためには植物防疫担当者相互の技術向上と情報交換は欠かすことができない。当協議会は発生予察についても病害虫防除フォーラム、ブロック研修会などで積極的に取り上げ、さらに、植物防疫地区協議会の場なども活用して各都道府県担当者の情報交換、検討の場を提供した。

II 農薬使用をめぐる活動

2002 年に山形県産の西洋ナシで明らかとなった無登録農薬ダイホルタンの使用問題をきっかけに、全国で無登録農薬の使用実態が明らかになった。そして、これを受ける形で農薬取締法が改正され、農薬の使用に対してより厳格な規制が設けられることとなった。農薬取締法の改正に関わらず、当該作物に登録の無い農薬使用はできなかったが、栽培面積の少ないマイナー作物では、登録農薬が極端に少なく、使用規制を厳格に適用すると病害虫防除に困難をきたすことが明らかであった。そこで、2 年間という経過措置を設け、都道府県知事から申請された農薬の使用を認めて、その間に農薬の残留、薬効、薬害データを揃え、登録農薬の拡大、充実を図ることとなった。

この登録試験はマイナー作物を生産する各都道府県が主体となって実施することとなったため、当協議会会員を中心とする担当職員の増強、地元の JA 等と生産団体との連携強化が図られた。当協議会も積極的に支援し、会員が先頭に立って対応した。

農薬取締法の改正とほぼ時期が同じとなった食品衛生法の改正により、3 年後の 2006 年 5 月に残留農薬に関するポジティブリスト制度が施行された。これにより、原則全ての作物と農薬の組み合わせに対して、残留農薬基準が設定されることとなった。制度施行前に残留農薬基準の設定されていない作物と農薬の組み合わせのうち、農薬登録保留基準、CODEX などの国際基準、信用における外国基準がある組み合わせは、それらを参考にして暫定基準値が割り当てられたが、それもない場合はゼロ基準に等しい一律基準値 (0.01 ppm) が適用されることとなった。農薬は環境に放出 (散布) されて効果を示す。このため、通常の散布では常に隣接圃場等へのドリフト

リスクがつきまとっている。隣接圃場で異種作物が栽培されている場合、一方に登録のある農薬でも他方に登録があるとは限らない。そのため、一方にのみ登録のある農薬が散布され、ドリフトによって他方に残留してしまった場合、残留農薬基準違反となる。このような状況を回避するため、ドリフトの少ない散布技術やネット等の防御技術が検討され、また、有効な技術が紹介された。

生産現場を抱える各都道府県ではドリフトや残留農薬などのリスクを回避するため、生産現場の農家を対象とした講習会や散布法のデモンストレーションを実施し、有効な農薬使用技術を紹介、普及すると共に事故を未然に防ぐ体制を確立した。ポジティブリスト制の施行後、昨年末まで、輸入農作物による残留農薬基準違反は相当数に上っているが、国内産の農作物の違反数はそれほど多くない結果となっている。また、国内産農作物における違反の中に、明らかにドリフトが原因と言える違反は認められていない。現在までの状況は、農家を指導する立場にある植物防疫担当者の努力が実を結んだ結果である。

III 今後の展望

植物防疫全国協議会は本年発足 50 周年を迎えて、6 月 5 日に行った総会の中で、今後を見据えつつ、当面 2008 年度の事業計画が承認された。その主な事業は特別イベントである発足 50 周年記念事業をのぞけば、1. 植物防疫組織の強化、2. 地方活動の推進、3. ブロック技術研修等への支援、4. 農作物病害虫フォーラムの開催、5. 関係団体との連携である。植物防疫事業はポジティブルリスト制度への対応、IPM 技術の構築、環境負荷低減技術の構築等、益々重要かつ多様化している。植物防疫事業の円滑かつ確実な発展、振興のためには承認された事業の継続的な実行が不可欠である。

一方、当協議会の 40 周年以降、多くの都道府県で定員削減や、農業試験場、病害虫防除所、場合によっては普及部門も含めての組織再編などにより、都道府県の植物防疫担当部門の縮小が進み、植物防疫関係のスタッフが減少している。スタッフの減少は、それぞれの担当者の負担増大にも繋がっており、試験研究や植物防疫事業の実施に困難が生じている場合も認められる。この克服にも、当協議会の事業を確実に実施していくことで、十分貢献できると考えている。

今後、当協議会は、関係諸団体との連携のもと、大きな発展が期待され、植物防疫推進の大きな力となると考えている。今まで当協議会を支えていただいた農林水産省や日本植物防疫協会および関係諸団体の変わらぬご支援をお願いしたい。